

## 特区としての利用が特に低調な規制緩和措置について（ポイント） （構造改革特別区域推進本部評価委員会依頼調査）

### 調査の趣旨

- この調査は、総務省行政評価局が、特区基本方針（注）に基づき、特区推進本部評価委員会の依頼を受けて実施したものです（平成 16 年度から年 2 回調査を実施しており、今回で 4 回目）。
- 1 目的： 特区制度の利用促進に資するため、特区としての利用が特に低調（利用数 0～3）な規制の特例措置について、その原因・理由等を調査
- 2 調査対象： 規制の特例措置の第 5 次提案募集（平成 16 年 6 月）及び平成 16 年特区法改正法により追加された特例措置（12）のうち、特区としての利用数が 0～3 で特区推進本部評価委員会から調査の依頼のあった 9 特例措置
- 3 調査方法： 平成 17 年 10 月から 11 月に、行政評価局及び 7 管区行政評価局が、①特例措置に係る提案を行った地方公共団体等、②特区の認定を受けた地方公共団体、③特例措置のニーズに関する計 42 都道府県の概況調査結果等を基に関連の事業を実施している事業者等を实地に調査

（注）「構造改革特別区域基本方針」（平成 15 年 1 月 24 日閣議決定。最終改定平成 17 年 12 月 2 日）

#### 2-（2）-④ 評価の具体的方法

評価委員会は調査に当たり、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置に関する調査、規制所管省庁の実施した調査結果の検証のための調査を中心に、総務省行政評価局の機能を活用する。

### 調査の結果

- 利用が低調な主な原因・理由等は、次のとおりです（詳細は次頁以下参照）。
  - ① 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）
  - ② 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）
  - ③ 実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）
- 関係者から、特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等がみられました。

### 調査の結果の扱い

この調査結果は、本日、特区推進本部評価委員会に報告し、同委員会が、特区で実施されていない又は実施の少ない規制の特例措置について、平成 18 年 2 月をめどに特区推進本部長（内閣総理大臣）に提出する意見の取りまとめに活用されます。

# 調 査 の 結 果

## 1 特区としての利用が低調となっている主な原因・理由等

9 特例措置について、特区としての利用が低調な主な原因・理由等を調査した結果、次の3つの分類に整理される。

- ① 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）
- ② 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）
- ③ 実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）

### ア 特例措置の内容を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）

#### 104 「公共交通利用促進事業」（利用数：1）

##### <特例措置の概要>

本特例措置は、地方公共団体、都道府県警察、地域住民、バス・タクシー事業者等からなる地域参加型の協議会が交通規制に関わる事柄も含めた公共交通機関等の利用促進のための計画を策定した場合は、当該計画に基づき、都道府県警察を管理する都道府県公安委員会が交通規制を実施することとするものである。

##### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ 調査した市町村等では、本特例措置による協議会と同様の協議会等を設置することにより、各種交通施策の推進に取り組んでおり、本特例措置を利用しなくても、市町村等と都道府県警察等が連携を図ることにより同様の事業を実現することが可能であることが考えられる。

#### 910 「病院等開設会社による病院等開設事業」（利用数：1）

##### <特例措置の概要>

医療法により、従来、株式会社による病院又は診療所の開設は認められていないが、本特例措置は、株式会社から高度な医療を提供する病院又は診療所の開設許可の申請があった場合、所要の要件を満たせば許可を与える（ただし、保険医療機関の指定等を行わない。）ものである。

##### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ 関係者は、①株式会社が開設する病院等は、保険医療機関の指定等を受けられないため、経営面での困難さを伴うこと、②高度な医療の提供のためには多額な設備投資と技術力を有した人材の確保が必要とされることから、病院等の開設を希望する事業者は、当該事業者において確立した医療技術を有し、かつ一定の需要及び波及的利益が見込まれる者に限られることによるとしている。

#### 1008 「家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業」（利用数：1）

##### <特例措置の概要>

一定頭羽数以上の家畜を飼育する者は、家畜排せつ物を、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」等に基づく管理基準（一定の構造設備を備えた管理施設で管理すること等）に従って管理しなければならないが、本特例措置は、環境への悪影響がない等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業（青少年の健全育成を目的として昆虫を無償で譲与するものに限る。）に利用される家畜排せつ物については、管理基準を適用しないこととするものである。

##### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ 関係者は、①一般的な畜産農家にとっては、経済面や労働力面の余力がなく、昆虫の無償

譲与を目的とする昆虫飼育事業を行う対象者が限られること、②昆虫飼育において家畜排せつ物を利用する方法は一般的ではないことよるとしている。

## イ 特例措置の内容及び実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3特例措置）

### 927 「市町村による狂犬病予防員任命事業」（利用数：1）

#### <特例措置の概要>

狂犬病予防法により、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留等に係る事務は、都道府県知事等が行うこととされているが、本特例措置は、これらの事務を市町村が自ら行う必要がある場合、必要な費用を自ら負担することを条件に市町村が行うことを可能とするものである。

#### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ ①狂犬病予防員の人件費や犬の抑留所の設置費等を負担してまで犬の抑留に係る事務を行う必要があると考えている市町村が少ないこと、②条例等に基づき市町村職員が自ら又は民間事業者へ委託して野犬等の捕獲を実施し、本特例措置と同様の効果を上げていることが考えられる。

### 930 「サテライト型障害者施設設置事業」（利用数：1）

#### <特例措置の概要>

身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（通所のみによる支援を行うものは除く。）は、定員（30人以上）のほか、施設・設備、職員配置について一定の基準が定められている。本特例措置は、入所者の支援に支障がない等の基準を満たす場合には、身体障害者更生施設等の施設本体の入所者を支援するための施設であって、定員規模を4人以上20人未満とする小規模な障害者施設（サテライト型施設）の設置を可能とし、施設本体とサテライト型施設は一体のものとして取り扱うことができることとするものである。

#### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ ①サテライト型施設の設置に当たっては、施設の整備費や運営費が生じるが、一方、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているために収入の増加が見込まれず、施設運営上の支障が生じること、②障害者自立支援法の成立により、障害者施設体系の抜本的な見直しが予定されており、事業者等がその動向を見守っている状況にあることが考えられる。

### 1009 「自然エネルギー発電事業」（利用数：1）

#### <特例措置の概要>

本特例措置は、民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギーを利用した発電については、公益事業の要件に該当するものとして、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、有償により5haを超える国有林野の貸付け等を受けることができることとするものである。

#### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ 本特例措置の対象である風力発電、小水力発電、木質等バイオマス発電、太陽光発電及び地熱発電のうち風力発電以外の発電については、発電施設の規模等からみて、民間事業者が5haを超える国有林野において一般電気事業者への売電を目的とした発電事業を行う可能性がみられないことが考えられる。

また、風力発電事業について、関係者は、①風力発電事業においては、安定した風に恵まれ、設備コストがかからない土地が適地であるが、国有林野内においては、施設の建設に当たり、立木の伐採を伴う建設用地や取付道路の整備に係る初期投資が多額になる場合が予想

されることから適地が少ないこと、②一般電気事業者による風力発電電力の受入容量に制約があるため、事業の見通しが立たない状況にあることよるとしている。

#### ウ 実施主体側の事情を主な原因・理由等としているもの（3 特例措置）

##### 302 「営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業」（利用数：2）

###### <特例措置の概要>

本特例措置は、営利を目的としない法人が、前払式証票の規制等に関する法律における第三者発行型前払式証票（発行者以外の第三者に対しても使用できる前払式証票で使用期間が6か月を超えるもの）として地域通貨を発行することにより、地域経済の活性化及び住民相互の交流促進が図られると見込まれ、かつ、地方公共団体が当該法人の財務内容等について適正と認めた場合、同法の事前登録要件のうち資本要件を課さないことにより、使用期間が6か月を超える地域通貨の円滑な発行を可能とするものである。

###### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ ①本特例措置を利用して発行される第三者発行型前払式証票が流通し、その流通が継続するためには、利用者及び地域通貨の受け皿となる加盟店の協力を得られる環境が整っている必要があるが、このような地域が少ないこと、②いわゆる「地域通貨」（使用期間が6か月以内のもの等）を発行するNPO法人等の多くは、地域通貨の発行の目的を、会員間のボランティア活動等による助け合いや交流促進に限定していること等、その趣旨から、本特例措置を利用して新たに第三者発行型前払式証票として地域通貨を発行しなくとも活動目的が達せられることが考えられる。

##### 1007 「特定漁港施設運営高度化推進事業」（利用数：1）

###### <特例措置の概要>

国有財産法等の規定により、原則として行政財産は貸付け等ができないが、本特例措置は、民間事業者の申請に基づき漁港管理者（地方公共団体）が選定した事業者が漁港施設の機能の高度化を図る場合には、当該事業者に対して行政財産である漁港施設（漁獲物の処理、保蔵及び加工の用に供する施設等並びにその用地）を貸し付けることができることとするものである。

###### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ 関係者は、①漁業協同組合等が漁港管理者から貸付けの対象となる漁港用地を借り受けて、自ら使用する水産関連施設を設置している等のため、民間事業者への貸付けが可能な用地・施設が少ないこと、②水揚量の減少等水産業界を取り巻く厳しい環境や、漁業協同組合がそれぞれ地域の実情に応じ水産物の供給体制の構築等を行っていることにより、本特例措置を利用して新規事業を行おうとする民間事業者が見当たらないことなどよるとしている。

##### 1140 「競輪場の入場料無料化事業」（利用数：2）

###### <特例措置の概要>

自転車競技法に基づき、競輪場で競輪を開催するときは入場者から50円以上の入場料を徴収することとされているが、本特例措置は、地方公共団体が競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがなく、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る場合は、競輪開催日のうち当該地方公共団体が定める日については、入場料を無料とすることを可能とするものである。

###### <利用が低調な主な原因・理由等>

- ・ 関係者は、①50円又は100円の入場料の無料化は入場者にとって魅力的ではないこともあり、入場料の無料化による入場者数の増加や車券売上額の増加の効果が望めない又はその効果が明らかでないこと、②競輪事業の収支が悪化している状況においては、競輪施行者にと

って、入場料は貴重な収入源であり、その無料化は財政上困難であることよるとしている。

## 2 特例措置の内容及び関連する規制に関する改善の意見等

### ア 特例措置の内容に関するもの（2特例措置）

#### 910 「病院等開設会社による病院等開設事業」

- ・ 株式会社が開設する病院等は、限定された高度な医療を自由診療でしか提供できないため経営が困難である上、当該医療が、医療技術の開発・普及により将来保険診療の対象となった場合には、既存の病院等では保険診療で提供できるのに対し、株式会社が開設する病院等では依然として自由診療としてしか提供できないため、さらに経営が成り立たなくなるとの意見がみられた。

#### 930 「サテライト型障害者施設設置事業」

- ・ サテライト型施設の設置に当たっては、施設の整備費や運営費が生じる反面、施設本体とサテライト型施設の双方の定員を合計した総定員は現行の施設本体の定員以内とされているために収入の増加が見込まれず、施設運営上の支障が生じるため、財政基盤の弱い事業者にとっては、国等からの財政支援がない場合設置することが困難であるとの意見がみられた。

### イ 関連する規制に関するもの（2特例措置）

#### 910 「病院等開設会社による病院等開設事業」

- ・ 本特例措置を利用して株式会社が高度美容外科医療の提供を行う病院等を開設する場合、「構造改革特別区域法第18条第1項に規定する高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員等に関する基準」第4条（高度な技術を用いて行う美容外科医療に関する基準）第1号の規定に基づき、高度美容外科医療に関し、必要な専門的知識及び経験を有する常勤の医師1名以上を置かなければならないとされているが、この「必要な専門的知識及び経験」については具体的な基準が定められていないため、地方公共団体が病院等の開設許可を与える際の判断に困ることが予想されるとの意見がみられた。

#### 930 「サテライト型障害者施設設置事業」

- ・ 本特例措置では、サテライト型施設を設置する場合、国及び地方公共団体以外の者からの建物の貸与を受けても差し支えないが、この場合においても、施設本体と同様、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない（平屋建てについては、特例措置915「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」により、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、地方公共団体が安全性を有すると総合的に判断した場合には、当該耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。）。

これについて、関係者から、当該耐火基準及び準耐火基準を満たす建物は公務員住宅の払下物件や社員寮等に限定され、サテライト型施設として貸与を受ける建物の選定に苦勞したことから、市街地におけるサテライト型施設の設置拡大のために、当該耐火基準及び準耐火基準の緩和が望ましいとの意見がみられた。

参 考

調査対象特例措置一覧

所管省庁	特例措置番号	特 例 措 置 名	提案数	利用数
警察庁	104	公共交通利用促進事業	1	1
金融庁	302	営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業	2	2
厚生労働省	910	病院等開設会社による病院等開設事業	2	1
	927	市町村による狂犬病予防員任命事業	1	1
	930	サテライト型障害者施設設置事業	2	1
農林水産省	1007	特定漁港施設運営高度化推進事業	1	1
	1008	家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業	1	1
	1009	自然エネルギー発電事業	1	1
経済産業省	1140	競輪場の入場料無料化事業	1	2

- (注) 1 「提案数」には、当該特例措置に係る提案を行った地方公共団体等の数（複数の団体等の共同提案による場合は1とする。）を計上している。
- 2 「利用数」には、当該特例措置を利用した特区計画の認定数（複数の団体の共同申請による場合は1とする。）を計上している。
- 3 利用数は、平成17年11月末現在のものである。

担当：総務省行政評価局  
 規制改革等担当評価監視官室  
 評価監視官 渡辺 信一  
 評価監視調査官 柘植 忍  
 電話：03（5253）5440（直通）  
 FAX：03（5253）5436  
 Eメール：stsuge@soumu.go.jp